

議案第16号

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する 条例

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年岩倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「市民又は事業者」を「市民」に改め、同条第2項第1号中「犬又は猫」を「犬、猫等」に、「1,500円」を「2,250円」に改め、同項第2号中「1,000円」を「1,500円」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第21条中「第20条」を「前条」に改める。

別表第1中「犬又は猫」を「犬、猫等」に改める。

別表第2一般廃棄物処理業許可更新手数料の項及び一般廃棄物処理業変更許可申請手数料の項中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。